

高規格道以外は地方移管

全国知事会の 出先廃止P.T 河川関係はすべて

全国知事会の「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム（P.T、座長・上田清司埼玉県知事）」は18日、これまでの会合で合意した事項などを踏まえた中間報告骨子を議論した。地方整備局の国道関係については、高規格幹線道路だけ国に残し、そのほかの国道は地方移管する。河川関係については整備・維持管理の事務はすべて地方移管とした。北海道開発局も地方移管とする。3月末までにP.Tとしての基本的考え方を示した中間報告をまとめ、政府の地域主権戦略会議における議論のたたき台とするよう政府に働きかける考えだ。

中間報告骨子では、国に残すべき事務を「国が真に担うべき事務に極限する」として、「広域性」「専門性」「全国統一性」を国に事務を残す理由にしないことを示した。地方移管する事業の場合、企画計画立案事務も移管し、補助金の給付事務や地方指導事務は「廃止」とした。国家試験実施事務は民間に移管とした。

地方整備局の道路事業に関連する事務は、高速自動車国道と一般国道自動車専用道路などの高規格幹線道路だけを国に残し、そのほかはすべて地方移管するよう求める。大規模災害への対応は「地方が連携して実施する」とした。

河川事業の事務は、複数都道府県をまたがる河川も地方が連携して管理することで、すべてを地方に移管する。北

海道開発局と沖縄総合事務局は「地方移管」とした上で、沖縄総合事務局については特殊事情に配慮する。

地方航空局は原則として国に残すとして、国管理空港20港の整備管理は特定地方管理空港に移すことも視野に入る。地方運輸局はJ.Rへの許可や外国船舶の監督以外

を地方移管。地方環境事務所は、原則としてすべて地方移管の方向で検討する。

中間報告以降は、さらに事務・事業のさらなる精査や、自治体側の受け入れ体制、人材移管、財源移譲を検討する。ただ、会合では、冒頭、猪瀬直樹東京都副知事が「原則、

移管ばかりを主張して結局、何もできなくなるのではないか」と意見を表明するなど進め方に疑問を呈する声も出ている。上田座長は「自治体が、嫌なものも引き受けるということをやっている」と、地方移管を目的として議論を進める考えを示した。